

PwC Tax Insight (No.07/2017)

改正物品税法が官報に公示

Issue 21 March 2017



.....
改正物品税法が官報に公示されました。
.....

2017年3月20日、昨年12月に議会で可決された仏曆2560年(2017年)改正物品税法が官報に公示されました。これにより、公示から180日後の2017年9月17日に改正法が施行されることとなります。

今回の改正は、これまで複数設けられていた物品税関連の法律(タバコ法、酒類法、物品税法等)を一本化するもので、大きな改正点として、物品税の課税標準が現在の工場渡し(EXW)価格、最終卸売価格(酒類)またはCIF価格(輸入品)から希望小売価格へ変更されることが挙げられます。

課税標準となる希望小売価格は、生産コストと管理コストに適切な利益を加えて算出し、通常の市場環境における最終消費者への販売価格(別途省令に規定)を下回らない価格と規定されています。また、物品税の納付義務を負う製造業者や輸入業者は、各製品の希望小売価格とその製品コストの内訳について物品税局への通知が求められます。

希望小売価格が設定されていない場合や複数存在する場合には、別途公布される省令に定めるガイドラインに従って決定されます。また、改正法では、財務大臣の委任を受け、物品税局長官に物品税の課税標準となる希望小売価格を告示する権限が与えられています。

改正法の官報公示を受け、正式に発効する2017年9月17日までに80通程度の規制細則が発行される見込みです。今後の動向を注視し、新たなルールや手続きを正しく把握すると同時に、今回の改正が業務に与える影響を最小限にするための対応が望まれます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Paul Sumner
Santi Krongsithidej
Nu To Van

日本企業部 (Direct Telephone)
魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com
武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com
桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com
熊崎 裕之(0 2344 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com
名賀石 樹 (0 2344 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com
山本 真弓(0 2344 1380/Mobile:09 8481 0385) mayumi.yamamoto@th.pwc.com
松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号 : (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。